

ITU-D のアクセシビリティの活動について

Activity Report for ITU-D Accessibility

開発途上国の障がい者に対しどのような ICT 政策が求められるか

What ICT policies can be provided to the persons with disability in developing countries?

松本 充司[‡]

Mitsuji MATSUMOTO[‡]

[†] 早稲田大学 [‡] Waseda University

E-mail: [†] mmatsumoto@waseda.jp

1. まえがき

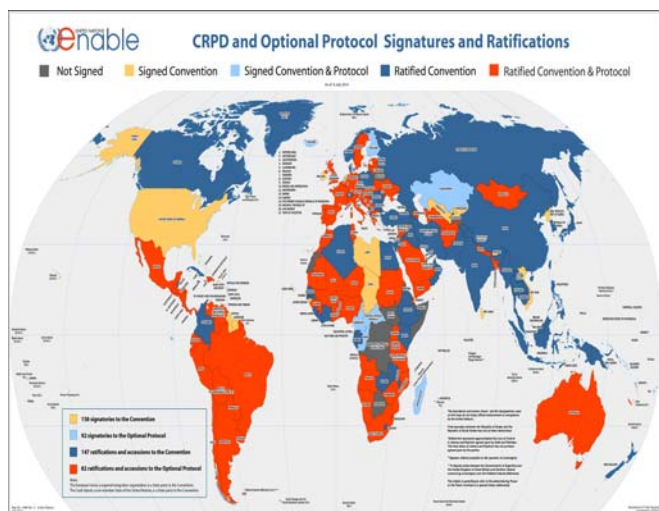
ITU-D(開発途上国支援部門)SG1, 課題 7/1 では, 前会期(2010-2013)より『障害のある人や特定のニーズを持つ人々による通信/ICT サービスへのアクセスに関する課題を進めている。

本文は, ITU-D を中心に開発途上国でのアクセシビリティのこれまでの経緯, 課題および今後の展開について述べる。特に, ITU-D 事務部門 (BDT) が推進する障がい者のための e-Accessibility の活動を示す。ここでは ITU-D の資料を参考に紹介する。

2. 経緯 [1][2]

2.1 国連障がい者権利条約

現在, 国連障がい者権利条約(CRPD: Convention on the Rights of Persons with Disabilities - CRPD)に 159 か国が署名し, 148 か国が批准している。日本は 2007 年 9 月 28 日に署名, 2014 年 1 月 20 日に批准している。



この国連障がい者権利条約の 9 条は, アクセシビリティ

リティ権の不可欠な部分として, 交通輸送および物理環境と同等の ICT アクセシビリティを定義している。第 30 条では, 締約国に対して「障害のある人が, アクセスできる方法でテレビ番組や映画へのアクセスを楽しめることを確保するための適当な措置をとることが求められている」

(1) ICT アクセシビリティを推進する際の障壁は何か, 我々はできることは何か?

ICT アクセシビリティの推進に共通の障壁には以下に分類できる:

- ・視覚障がい (通常の画面を見ることができない人には表示画面を理解するための方法が必要である)
- ・聴覚障がい (電話/TV を聞くことができない人には, 情報を受信する代替手段が必要)
- ・習熟障がい (デバイス上のコマンドを物理的入力できない人には, 代替ソリューションが必要)

2.2 ITU における取組

アクセシビリティに関する ITU の作業は以下の部門で行われてきた。

(1) ITU-D BDT: SG1 課題 7/1 「障害を持つ人と特定のニーズを持つ人による電気通信/ICT サービスへのアクセス」

(2) ITU-T TSB: SG16 課題 26/1 「マルチメディアシステム, サービスへのアクセシビリティ」

(3) ITU 視聴覚メディアアクセシビリティ上のフォーカスグループ [5]

2.3 アクセシブル ICT の中の ITU-D の位置づけ

WTDC-06 において, アクセシビリティを解決するため, SG1 に障がい者への通信サービスへのアクセスを可能にするシステムの推進と発展のための戦略と政策の分析に焦点を当てた電気通信アクセシビリティの新課題を設立することが採択された (決議 56)

このため ITU-D セクターは、加盟国とセクターメンバーが ICT アクセシビリティの意味や ICT アクセシビリティを促進する方法について確実に理解することの確保に焦点を当ててきた。イニシアティブとして主な障害問題として認知度&スキルの作成を挙げている。
- 障がい者 (PwDs) のための機会均等
- 支持国は障がい者の権利のための国連条約の第 9 条に基づく義務を満たすこと

BDT& パートナーは国を支援するツールの開発
- 政策立案者と規制当局のためのガイドライン
- キャパシティ・ビルディング (能力育成) や経験と最善の措置を共有するプラットフォームのためのオンラインツールキット
- 障がい者のためのプロジェクトの実施のサポート
・ Ethiopia: コンピュータトレーニングや点字 転写サービス(運用中)
WTDC: the World Telecommunication Development Conference
・ Mali: 障がい者のための MCT プロジェクト「CyberHand」 (開発中)
・ Burkina Faso: 視覚障害者のためのインターネットカフェの構築, 視力が著しく減少した人と適切な ICT トレーニング環境の設計 (開発中)

2.4 アクセシブル ICT の ITU-D の取組み^[3] [4]

- (1) ITU-G3ict e-accessibility ツールキットの作成
- (2) 携帯電話とサービスアクセシビリティ報告作成
- (3) TV インターネットアクセスの報告書作成
- (4) ICT アクセシビリティ政策モデル報告-開発中

2.4.1 G3ict の活動

(the Global Initiative for Inclusive Information and Communication Technologies) e-accessibility

G3ict (包括的情報通信技術のためのグローバル・イニシアティブ) は UN DESA (UN Department of Economic Social Affairs) で障がい者権利条約事務局と協力して、2006 年 12 月に発足した ICT 開発のための国連グローバル・アライアンスで、その使命は情報通信技術 (ICT) と支援技術に関するアクセシビリティの障がい者権利条約の実施を容易にし、サポートすること。世界中の ICT アクセシビリティ支援者と優れた実践、技術およびベンチマークを開発し、促進するための ICT アクセシビリティの国際的ネットワークに依存した専門家集団で米国ジョージア州アトランタを拠点の非営利組織である。

障がい者権利条約は、これまで最速で協定された人権条約の一つである: 2006 年 12 月に国連総会で採択され、現在 (2015 年 5 月) では 159 カ国が署名されていると 154 カ国が批准している。具体的には、第 9 条 -

情報通信技術や支援技術のアクセシビリティに対する最初のユニバーサルフレームワークを作成する。

これらの措置は世界中で推定 10 億人の障がい者の生活、産業、ユーザおよび政策立案者のためのアクセスと ICT の支援ソリューションに優先順位を作り、主な人権マイルストーンと福祉とバリアフリーの ICT のための市場を形成することを目的としている。

<http://www.g3ict.org/about#sthash.7C3kZHG9.dpuf>

2.4.2 ツールキットの内容

ツールキットの内容: 以下の項目が含まれる

- ・ 国連条約,
- ・ 誰が得をするか?
- ・ 電子アクセシビリティの基本,
- ・ 技術分野,
- ・ 製品の開発・設計,
- ・ 公的調達,
- ・ 支援技術推進,
- ・ 国際協力,
- ・ 地方自治体,
- ・ 開発政策,
- ・ 政策分野ごとのガイド

この中で ICT 技術分野には以下が含まれる

- ・ Wireless phones
- ・ Radios
- ・ Television
- ・ Remote consoles
- ・ Landline phones
- ・ Websites
- ・ Personal computers
- ・ Software
- ・ Electronic kiosks
- ・ Broadband services
- ・ Access to published works

2.4.3 携帯電話の例:

世界中で 40 億以上の加入者の携帯電話は、先進国と途上国市場の両方の実質的な浸透と、世界中のほとんどのユビキタス ICT 基盤となっている。障がい者にとっても、アクセスが困難な電話ボックスに代わり障がい者の手でさまざまな通信のオプションを入れて利用されている。近年では障がい者や高齢者が電話の豊富な市場を構成しているという認識から、よりアクセシブルにするための努力がなされている。

電話の主なアクセス機能には、

- ・ ディスプレイの拡張,
- ・ 音声⇄テキスト変換ソフト
- ・ ビデオベースのサービス

等の機能拡張の可能性が高く携帯電話による支援サービスの可能性がある。

聴覚障がい者が他の人と通信するための新方法には

- ・テキストメッセージの受け入れ
- ・高齢者や障がい者の簡単な緊急呼手順

携帯電話は仕事、レジャー、緊急事態のため、ポータブルパーソナライズされ、常にオンになっている。

重要なアクセシビリティ課題の実質的な進展は、以下の三つの主要因により推進されている。

- (1) 音声認識やテキスト⇄スピーチなど、ユーザーインタフェースの革新的なソフトウェアと結合された携帯電話の処理能力の拡張
- (2) 補聴器の互換性や視覚的にアクセスできない携帯電話の基本的な問題の解決
- (3) 障がい者や高齢者による大規模未開発の市場を、飽和市場での無線通信事業者による実現

(NTTドコモの障がい者用らくらくフォン)

2.4.4 障がい者に必要とされるアクセシビリティ機能

・様々な障害タイプによる幅広いユーザーニーズに対応するハードウェア/ソフトウェア:

例: 視覚、認知、聴覚、音声、物理的

・視覚障がい者は、アクセスメニューにテキストを音声に変換するオーディオフィードバックで受信することで、SMS等のテキストを声で読むことが可能。

・認知障害のある一部の人には絵を含むアドレス帳が有効である。

・聴覚障がい者には以下の機能によりサービスの範囲を拡大できる

- ・SMS テキストメッセージ
- ・ビデオ通話を利用した手話 (3G 以上)
- ・アバターのテキストなどやビデオベースサービス
- ・キーパッドを使用が困難な者は、音声認識ソフトウェアを使用することができる。

携帯電話上にハイエンドの PDA のような機能を追加することによって、支援技術の主要なプラットフォームとなる。

例えば、光学式文字認識で緊急キー、地理的位置合わせ用統合 GPS、テキストスキャン機能を使用した簡易音声ソフトウェアへのテキスト変換、音声読み出し機能、難聴ユーザに対して内耳に音を伝達する骨伝導利用等の技術がある。また 3G 接続、Wi-Fi と Bluetooth の技術を利用したスマートフォンは障がい者のモビリティサービスを強化するプラットフォームとなる。

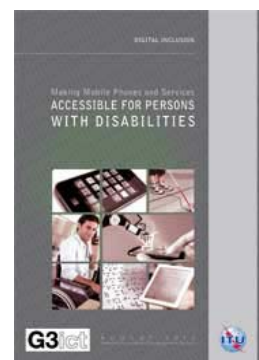
但し、新しい機能を十分に活用するために訓練を受

けた者と献身的なカスタマー・サポート・サービスが必要である。カスタマー支援サービスは欧州と日本に登場しているが、世界中の事業者にはカスタマー支援サービスを実現する施設はほとんど見当たらない。

(点字請求書や専用のリモート電話サポートなどの例がある)

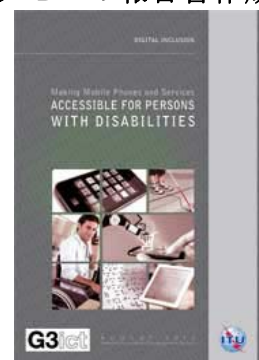
2.4.5 携帯電話とサービスアクセシビリティ報告作成

- (1) 携帯電話のアクセスとは何かを具体的に説明
- (2) アクセス可能なモバイルアプリケーション開発
- (3) ビジネスチャンスやケーススタディ
- (4) 政策ガイドライン



2.4.6 TV インターネットアクセスの報告書作成

- (1) テレビインターネットアクセスの報告書作成
- (2) テレビをよりアクセシブルにすることができる方法の識別
- (3) タイムリーなアナログからデジタルテレビへのタイムリーな移行



この作業は Mr Peter Looms, Chairman of ITU-T Focus Group on Audiovisual Media Accessibility によって作成された。これらの詳細は以下のサイトで見られる。

<http://www.itu.int/ITU-D/sis/PwDs/index.phtml>

2.4.7 ICT アクセシビリティ政策モデル報告

本件は 2015 年からの検討課題である。

- ・本政策モデルは政策指針および法律や規制の枠組みを提供する。
- ・途上国が独自のアクセシビリティ政策や規制の開発を支援するために設計を行う。
- ・個別の要素デザインは以下の個別のモデルを含む
 - ・ICT 法律、政策と規制の枠組み
 - ・パブリックアクセスに関するモデルの ICT アクセシビリティフレームワーク
 - ・モデルの移動通信アクセシビリティ政策の枠組み
 - ・モデルテレビ/ビデオ番組のアクセシビリティフレームワーク
 - ・モデルウェブアクセシビリティポリシーフレームワーク
 - ・モデルアクセス ICT 公共調達政策の枠組み

3. 前会期 SG Q20/1 からの ICT アクセスにおける ITU-D の取り組み

(1) 2013年12月、ザグレブにてテレビ放送における e-アクセシビリティの中央および東ヨーロッパ会合

(2) 2014年3月ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで人権理事会HRC25のサイドイベント

(3) 2014年5月にエジプト、カイロでPwDのためのICTに関する第3回年次大会

(4) 2014年6月のGSR14期間中に米国統制局と連邦通信委員会によるアクセシビリティの問題に関する非公式ワーキンググループ会合

(5) 2014年6月ワシントンDCにてM-Enablingサミット

(6) データと統計情報を提供し、人材育成や組織を構築し、デジタルインクルージョンを促進し、特別に必要としている国に集中して支援を提供する

(7) 目的の一つとして特定のニーズを持つ人々のデジタルインクルージョンである。

(8) WTDC-14 は「特別なニーズを持つ人々」という用語の代わりに「特定のニーズを持つ人々」を使用することが合意された

(9) 障がい者に関する3つの地域の取り組みがある。すなわち、ARB, EUR および CIS 地域サミットである。

(10) 前会期の課題 20-1/1: 課題名「障害を持つ、特定のニーズを持つ者による電気通信/ ICT サービスへのアクセス」は課題 7/1 として継続された。

(11) この課題は障がいや特別なニーズをもつ人々および読み書きが困難な人々への電気通信/ ICT へのアクセスを提供するサービスや解決方法を推進し実行するための政策、戦略を述べている

(12) 読み書きを習得する難しさを持つ人々は、多くの場合、障害のあるため ICT ソリューションの恩恵を受けることができることを認識する

(13) WTDC-14 はまた、RCC と CITELE の寄書を組合わせた障がい者に関する WTDC-14 RES. 58 を承認した。

(14) ICT アクセシビリティに関する地域の取り組み
・音声ガイドの研修の開発

(15) アメリカにおける地域イベント “アクセス容易な南米: すべての人々のための情報とコミュニケーション” サンパウロ, ブラジル 12-14th, 2014 年 11 月

・地域の主な支援技術や中心プレーヤを特定する。
・彼らの最も関連性の高い経験を共有する。
・手頃な価格のアクセスと支援技術の利用に関する勧告を開発する。

・具体的な行動は 2016 年までに障害を持つ人々のための ICT アクセシビリティを推進するためのアクション計画を策定する。

4. 結び

ITU-D の立場からアクセシビリティの動向について述べた。アクセシビリティの課題の背景には国連が示した障がい者権利条約(CRPD)の存在が大きい。この草案作成には、G3iCT の貢献が大きい。本文では国連とG3iCT および ITU-D の関連を中心に述べた。

今後益々技術革新が進展し、障がい者への ICT アクセシビリティは益々向上するものと思われる。

2020 年には東京でパラリンピックが開催される。この時までには、各種設備の充実と共に、ITU-D での政策論議に寄与できるように展開していくことが肝要である。

機会均等と非差別の原則に基づき、障がい者が電気通信/ ICT へのアクセスの提供を受けることが必要であるが、アクセス方法は利用者によって様々である。ネットワークリテラシーを修得した利用者は自らの努力でさらに高度な応用レベルへ進むことが可能であるが、初歩の利用者には、基礎教育が必要である。

特に、途上国のアクセシビリティでは教育問題が深刻で、この視点からの向上に向けたシナリオ作りが重要である。

文 献

- [1] <http://www.itu.int/ITU-D/sis/PwDs/index.phtml>
- [2] Roxana Widmer-Iliescu-Focal Point for SG1 Q7/1: “ITU-D Study Group Question 7/1: Access to Telecommunication/ICT services by persons with disabilities and with specific needs, Promoting e-Accessibility for Persons with Disabilities: BDT Activities
- [3] G3ict – the Global Initiative for Inclusive ICT – <http://www.g3ict.org/about#sthash.EZuC3H6E.dpuf>
- [4] [e-Accessibility Policy Toolkit for Persons with Disabilities](http://www.e-accessibilitytoolkit.org/toolkit/technology_areas/television)
http://www.e-accessibilitytoolkit.org/toolkit/technology_areas/television
- [5] FVA Focus Group: <http://www.itu.int/en/ITU-T/focusgroups/ava/Pages/default.aspx>



disability とは、個々のグループで通常の標準状態に比べて著しく損なわれると判断した状態または機能である。この用語は、多くの場合、物理的な障がい、感覚障がい、認知障がい、知的障がい、精神疾患および慢性疾患の様々なタイプを含め、個々の機能を意味するために使用される。